

## 松本市自動販売機設置事業者募集要領

松本市では、市有財産に自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。この募集に参加される方は、本募集要領の内容をご確認のうえ、お申し込みください。

### 1 公募の目的

市有財産の公平かつ公正な有効活用により財源を確保するとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るもので

### 2 応募資格要件

本公募には、次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 松本市内において、法人にあっては本店、支店又は営業所等のサービス拠点を有し、個人にあっては事業を営んでいること。ただし、平成21年度以後に本市市有財産に自動販売機を設置し自ら管理・運営した実績を有しているものはこの限りではない。
- (4) 過去3年間に、自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する2年以上の実績を有していること。
- (5) 松本市税又は消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (6) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。
- (7) 事前に応募資格を証する書類の申請をした事業者であること。

（応募資格の有効期間は2年間です。令和6年度、令和7年度の公募の際に応募資格審査が終了しているか、令和7年12月5日までに申請書類を提出し、資格審査を通過した事業者）

### 3 事業内容及び設置場所等

#### (1) 事業内容

自動販売機を設置するための市有財産（土地・建物）の賃貸借

#### (2) 設置場所 (\*設置面積には、転倒防止器具・放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。)

別紙「公募対象一覧」のとおり

#### (3) 仕様

別紙「自動販売機設置仕様書」のとおり

### 4 募集条件等について

#### (1) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（更新なし）

市が公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき、又は契約に違反する行為があると認めるときは、貸付を取り消すことがあります。

#### (2) 貸付料

貸付料については、下記により計算した額を年間貸付料とし、市が発行する納入通知書によ

り、市が指定する期日までに全額納入してください。ただし、貸付期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、決定額を日割計算するものとします。（法令の改正により、消費税及び地方消費税の税率の変更があったときは、貸付料の変更があります。）

ア 建物

採用された見積額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額

イ 土地

採用された見積額（消費税率分の加算なし）

(3) 光熱水費

ア 光熱水費は、設置事業者の負担とすること。

イ 設置事業者は、光熱水費を、直接、光熱水事業者に支払うため、メーターを自らの負担で設置し、光熱水の各事業者と直接供給契約を締結し、メーター設置が困難な場合は、光熱水費を算定するための子メーターを自らの負担で設置し、貸付料とは別に通知するところにより光熱水費を納入すること。

(4) 環境配慮等について

ア 設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種とすること。

イ 貸付面積内に自動販売機・転倒防止器具・放熱余地・回収ボックスの全てが収まる大きさの自動販売機とすること。

ウ 自動販売機のデザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めたものとすること。

(5) 販売品目、販売価格、設置機種について

ア 販売品目は清涼飲料水とし、ペットボトルまたは缶等の密閉容器を用いたコーヒー、茶類、スポーツドリンク等とすること。また、アルコール類（アルコール類に準じる飲料水を含む。）は販売しないこと。

イ 販売価格は標準小売価格を上回らない価格とすること。

ウ 現金及び電子決済機能を搭載した機種とすること。

(6) 禁止事項

ア 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

イ 市が承諾する場合を除き、自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することはできない。

(7) その他

設置事業者の都合により契約期間中に自動販売機の設置を終了する場合は、市有財産賃貸借契約書に基づき、契約解除の手続きを行い、速やかに原状回復すること。

## 5 応募方法

(1) スケジュール

	項目	日 程
1	募集要領の公表（公告）	令和8年1月7日（水）
2	仕様書等の質問受付	令和8年1月7日（水）から 令和8年1月16日（金）必着まで

3	質問等に対する回答	受付後、ホームページにて回答
4	公募の受付	令和8年1月7日（水）から 令和8年1月23日（金）必着まで
5	設置事業者決定	令和8年1月30日（金）
6	市有財産賃貸借契約の締結	令和8年3月6日（金）まで ※施設所管課と契約締結

\*受付は、松本市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）第1条に定める日を除く  
8時30分から17時15分の間

## (2) 仕様書等に対する質問等

### ア 提出場所

住 所 〒390-8620 松本市丸の内3-7  
松本市役所 契約管財課 管財担当

E-mail keiyaku@city.matsumoto.lg.jp

### イ 提出期間

上記(1)スケジュールのとおり

### ウ 質問書の書式

自由（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）

### エ 提出方法

書面にてE-mail、持参又は郵送により提出すること。（電話、ファックス不可）

### オ 質問書に対する回答

受付後、松本市ホームページに掲載

## (3) 応募の申込み

### ア 提出書類（各1部提出）

(ア) 自動販売機設置に係る応募関係書類送付書【申込用】（別紙1）

(イ) 申込【見積】書（別紙2）

(ウ) 設置する自動販売機のカタログ

### イ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。（E-mail、電話、ファックス不可）

### ウ 提出先

〒390-8620 松本市丸の内3-7  
松本市役所 契約管財課 管財担当

### エ 提出期間

上記(1)スケジュールのとおり

### オ 見積金額

見積金額は年額とし、下記により計算した額を決定価格とする。見積参加者は、消費税に  
係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜価格を見積書に記載すること。

（法令の改正により、消費税及び地方消費税の税率の変更があったときは、貸付料を変更す  
るものとする。）

### （ア）建物

採用された見積額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額

- (イ) 土地  
採用された見積額（消費税率分の加算なし）

## 6 設置事業者の決定

### (1) 設置業者の決定方法

応募資格を満たすと認められた者が提出した申込（見積）書の応募価格（貸付料年額）が、松本市が設定した予定価格以上の金額で、最高価格の申込者を設置事業者に決定する。このとき、見積参加者の立会いは求めないものとする。

なお、採用となるべき同価格の申込みをした者が二人以上あるときは、後日応募者立会いのもと、くじにより設置事業者を決定するものとする。

### (2) 無効の申込（見積）書

次の各号のいずれかに該当する申込（見積）書は、無効とする。

- ア 応募資格のない者が行った申込み
- イ 同一人が見積った2通以上の申込（見積）書全部
- ウ 見積参加者が協定して見積ったもの
- エ 募集物件番号及び見積額のないもの
- オ 金額を訂正し、訂正印のないもの
- カ 記名、押印のないもの
- キ 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの
- ク 申込期間内に申込（見積）書が到達しなかったもの
- ケ その他、本「募集要領」に規定する条項に違反したもの

### (3) 設置事業者の決定日

「5 応募方法 (1) スケジュール」のとおり

## 7 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者（決定者のみ）へ書面で通知するとともに、松本市ホームページに決定金額及び設置事業者名を掲載します。

## 8 契約の締結

設置事業者は、決定通知文の到着後、施設所管課と設置に関する詳細な事項の調整を行い、令和8年3月6日（金）までに市有財産賃貸借契約を締結してください。

## 9 設置事業者の決定の取消し

次の事項に該当した場合、設置事業者の決定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由なくして、指定の期日までに契約を締結しない場合
- (2) 設置事業者が応募資格を失った場合

## 10 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。なお、盜難等により商品及び自動販売機が汚損又は損傷したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧するとともに、設置事業者の損害について、松本市の責に帰する事が明らかな場合を

除き、松本市はその責を負わないものとする。

また、賞味期限等に留意して、商品管理を適切に行うこと。

- (2) 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルを行うこと。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう回収頻度等について十分考慮のうえ、適切な維持管理に努めること。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機の設置に当たっては、設置事業者の負担により転倒防止等の必要な安全措置を行うこと。
- (5) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応し、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

## 11 その他

- (1) 契約締結後、食品衛生法等の法令の規定により営業等の許認可を要する場合には、営業開始までに松本市長に許認可を証する書類（許可証の写しなど）を提出すること。
- (2) 設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復し、市に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、補償を請求することはできないこと。
- (3) この要領に定めのない事項について疑義がある場合は、市と誠実に協議のうえ、双方の合意に基づき、これを定めること。

【地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋】

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に關して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。